

公益社団法人日本海海難防止協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本海海難防止協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

2 本協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 本協会は、船舶の航行安全に関する事業及び海難防止に関する事業を行い、海上交通の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 船舶の航行安全及び海難防止に関する事項の調査研究

(2) 船舶の航行安全に関する教育指導及び情報の提供

(3) 海難防止に関する事項の周知宣伝

(4) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本州日本海沿岸（山口県を除く。）及び付近水域において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 特別会員 本協会に功労があった者又は学識経験者で、理事会の決議を経て総会において推薦された者

(入会)

第6条 本協会の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 正会員の入会は、総会において定める入会及び退会規程により、理事会においてその可否を決定し、賛助会員の入会は会長が可否を決定するものとする。

3 団体である正会員は、本協会に対してその権利を行使する者（以下「指定代表者」という。）1名を定め、会長に届出なければならない。また、これを変更したときも、同様とする。

(会費の納入)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 会員が退会したとき。
- (2) 個人である会員が死亡したとき。
- (3) 団体である会員が解散したとき。
- (4) 正当な理由がなく会費を2年以上継続して会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、会長に退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって、総正会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項について決議する。

2 前項の規定にかかわらず、総会においては、第15条第2項の書面に記載した総会の目的及び審議事項以外の事項は、決議することはできない。

(種類及び開催)

第14条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的であ

る事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集するときは、書面又は電磁的方法により、総会の日時、場所、目的である事項を開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できることとするときは、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

3 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、出席した正会員の中から互選された者がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって決議し、又は代理人に決議を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

2 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事2名以上が署名又は記名押印するものとする。

第4章 役員等

(種類及び定数)

第23条 本協会に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち4名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員（団体にあつては指定代表者）から選任する。ただし、理事のうち5名以内及び監事1名を、正会員以外の者から選任することができる。

2 理事会は、その決議によって前条第2項の会長を選定し、並びに前条第3項で選定された業務執行理事から副会長及び専務理事を選定することができる。ただし、副会長は3名以内、専務理事は1名とする。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別の関係のある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事及び監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長が指示した業務について会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本協会の業務及び資産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、その旨を総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要あるときは、会長に理事会の招集を請求すること。その場合に、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類、その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が、本協会目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第27条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び非常勤役員のうち職務遂行上、対価を支給することが妥当と認められる者については、報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会において別に定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本会との取引

(3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外との者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第31条 本協会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本協会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第32条 本協会に、3名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、学識経験者の中から任期を定めて会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

5 顧問が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき、その他顧問として相応しくない行為があると認められるときは、会長は、委嘱を解くことができる。

第5章 理事会

(構成)

第33条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款の定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止

(3) 前2号に定めるもののほか、本協会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。
- (4) 第26条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 3 前条第3項第3号により招集する場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 4 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 前項の規定に係わらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。会長に事故があるとき又は欠けたときも同様とする。

(定足数)

第38条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の管理・運用)

第43条 本協会の資産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は理事会において別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出して承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本協会は、第1項の総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第46条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第47条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(事業年度)

第48条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上の議決によって変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その変更の事項につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第50条 本協会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第51条 本協会は、法令に定められた事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第52条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第53条 本協会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告)

第54条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 事務局

(事務局)

第55条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、認可、許可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 役員等の報酬等に関する規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告及び計算書類等
- (10) 監査報告
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号に掲げる帳簿及び書類等については、法令の定めるところにより、一般の閲覧に供する。

第10章 雑則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の会長は岡村 繁とする。